

関自旅二第5247号
令和2年3月31日
一部改正 令和2年8月19日
一部改正 令和2年11月19日
一部改正 令和3年2月12日
一部改正 令和3年4月14日
一部改正 令和3年7月15日

管内各運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長
(公印省略)

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

標記について、令和2年3月31日付けで自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡があり、下記のとおり、当局における休車の特例措置（以下「臨時休車」という。）を定めたので、遺漏なきよう取り扱い願います。

なお、関係事業者団体長あて、別添のとおり通知したので申し添えます。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業を除く。）とする。

2. 必要な手続き

事業者は、臨時休車を行おうとする場合には、あらかじめ、営業所の所在地を管轄する運輸支局に対し、別紙臨時休車報告書を提出する。

これを変更しようとするときも同様とする。

3. 適用方法等

(1) 臨時休車は、次のいずれかによることとする。

- ①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと
- ②自動車検査証の有効期間が満了した状態で保有すること

- (2)(1)②の車両は、運輸規則第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」は適用しない。
- (3) 臨時休車は、営業所のすべての車両を対象とすることは認めない。
- (4) 臨時休車を終了する場合には、無車検運行等法令違反にならないよう十分留意すること。
- (5)(1)①の臨時休車を実施した車両については、適用期間終了後3ヶ月以内に登録を行わない場合には、減車したものとみなして道路運送法を適用する。
- (6)(1)②の臨時休車を実施した車両については、適用期間終了後3ヶ月以内に事業計画を確保すること。
- (7)(1)の臨時休車を実施した車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。

4. 適用期間

臨時休車の適用期間は、令和3年12月31日までとする。なお、今後の新型コロナウイルスの影響状況を踏まえて必要に応じ、随時取り扱いの見直しを行うものとする。この場合、臨時休車を継続する車両については、別紙臨時休車報告書の再提出は不要とする。

附 則（令和2年8月19日 一部改正）

1. 本通達は、令和2年8月19日から適用する。
2. 本通達改正前に提出された臨時休車報告書については、臨時休車報告書文中の「適用期間満了後2ヶ月以内」を「適用期間満了後3ヶ月以内」と読み替えて適用する。

附 則（令和2年11月19日 一部改正）

本通達は、令和2年11月19日から適用する。

附 則（令和3年2月12日 一部改正）

本通達は、令和3年2月12日から適用する。

附 則（令和3年4月14日 一部改正）

本通達は、令和3年4月14日から適用する。

附 則（令和3年7月15日 一部改正）

本通達は、令和3年7月15日から適用する。